

県立がんセンター、「がんゲノム医療拠点病院」に指定

受診から治療まで一貫して受けることができる「拠点病院」に指定

治療方針を決定できる病院は「中核拠点病院」(11か所)に限られていたが、多くの患者に対応できるよう、厚生労働省は新たに「拠点病院」(34か所)を指定

がんゲノム医療提供体制の変更

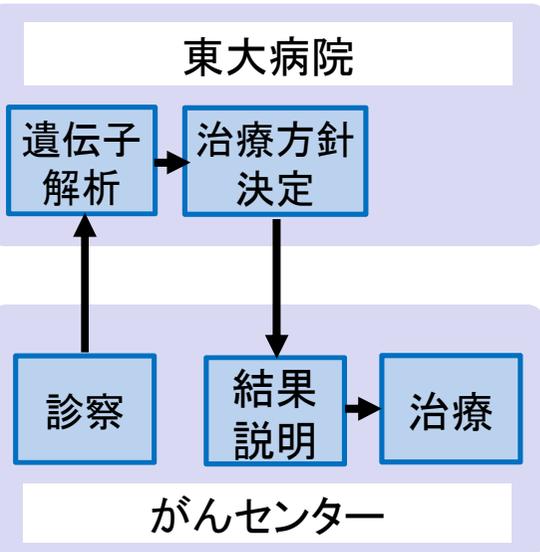
現在の提供体制

中核拠点病院

全国11か所
専門家が治療方針を決定

連携病院

全国156か所
中核拠点病院と連携し、治療を実施



今後の提供体制

中核拠点病院

拠点病院
全国34か所新設
ワンストップで治療方針決定

連携病院



「拠点病院」化により、診察から治療まで県内で完結

がんゲノム医療とは

肺がん、大腸がんなど「がんの種類ごとの治療」から「遺伝子変異ごとの治療」へ

がん遺伝子検査による個人のゲノム情報

遺伝子変異に応じた抗がん剤決定

遺伝子変異が判明しても、対応する薬剤がない場合や薬剤が分かっても保険適用されていない場合がある